

国道25号名阪国道高峰サービスエリア(大阪行き) 飲食店等の占有者募集を予定しています！

国土交通省奈良国道事務所では、国道25号名阪国道に設置されている高峰サービスエリアについて、利用者へのサービス向上を図ることを目的に、サービスエリア内で飲食店等を管理運営して頂ける事業者の募集を予定しています。

募集予定期間

令和4年11月1日(火)～令和4年11月25日(金)
※事情等により期間が変更となる場合もあります。

募集する内容

食堂及び売店の営業並びに自動販売機の設置

- ・食堂と売店については、「食堂のみ」もしくは「売店のみ」での営業も可能。
- ・売店のみでの営業の場合は休憩スペースの設置が必要(机、椅子等)。

店舗営業の条件

- ①年中無休であること
 - ②営業時間は以下のとおりであること
食堂の場合 11時～20時(延長可)
売店の場合 8時～20時(延長可)
自動販売機 24時間
- ※いずれも酒類の提供、販売は一切できません。

占有の条件

次の内容を占有者の負担において実施していただきます。

- ①サービスエリアにある駐車場及びトイレの清掃を含む経常的な維持管理(備品の補充等)
- ②サービスエリア内において発生するゴミの処分

占有の期間

- ①現在の建物等をそのまま利用又は改装して利用する場合
→ 最長10年(令和15年3月31日まで)
- ②新たに建物等を設置する場合(現在の建物等は前占有者が撤去します)
→ 最長20年(令和25年3月31日まで)

※問い合わせ先は裏面に記載しています。

応募資格

(1) 次の欠落事項のいずれにも該当しない者

- ① 役員の中に次の者がいる
 - 1) 破産者で復権を得ていない者
 - 2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 3) 成年後見人、被保佐人
- ② 会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申立てがなされて、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定がなされている者
- ③ 過去3年間で法人税、所得税、消費税の滞納がある者
- ④ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者等又はこれに準じる者として排除要請があり、当該状態が継続している者
- ⑤ 過去5年間に保健所等の行政機関から営業停止等の重大処分を受けている者

(2) 過去継続して3年以上、次のいずれかの実績があること

- ① サービスエリア、パーキングエリア、道の駅で直接あるいは委託を受けて飲食店、売店、コンビニ等を営業している
- ② 上記以外の場所で直接あるいは委託を受けて飲食店、売店、コンビニ等を営業している

占用者の決定方法

応募者より提出された資料については、国が設置する「名阪国道高峰サービスエリア利用計画検討委員会」においてサービスマネジメント、企業会計、道路利用者の観点等から審査、評価を行い占用者を選定します。

【募集受付の開始】

募集要項や**申請の様式**は**令和4年11月1日(火)**に奈良国道事務所のホームページにて公開を予定していますのでダウンロードをお願いします。

奈良国道事務所ホームページ：<https://www.kkr.mlit.go.jp/nara/index.html>

応募を検討される際の参考に、前回の募集要項を下記ホームページに掲載しておりますので、公開日まではこちらにてご確認ください。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/nara/news/2021/20211101.html>

【お問い合わせ・申請先】

〒630-8115 奈良市大宮町3-5-11
国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所 管理第一課

電話：**0742-33-1391**(代表)

(平日8:30~12:00/13:00~17:15)

※お問い合わせは上記の時間帯にお願いします。